

第6号様式別表13の2記載の手引

欄等	記載のしかた	留意事項
1 用途等	<p>(1) この明細書は、地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含みます。）又は令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法施行令（以下「読替え後の令和2年旧法人税法施行令」といいます。）第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出してください。</p> <p>(2) 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、当該被合併法人等の法人税法施行令第113条第1項又は読替え後の令和2年旧法人税法施行令第113条第1項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付してください。</p> <p>(3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。</p> <p>(4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人（同項第1号ロに掲げる法人に限ります。）にあつては、それぞれの事業に係る欠損金額等又は災害損失金の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。</p>	<p>この明細書の各欄については、おおむね法人税の明細書（別表7（1）付表3）に記載したところに準じて記載します。</p>
2 「 第1号 法第72条の2第1項 ・ 第3号 に掲げる事業」	<p>事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。</p>	
3 「欠損金額等の区分」の欄	<p>欠損金額等又は災害損失金の発生した事業年度における欠損金額等の区分に応じ、いずれかに○印を付して記載します。</p>	